

別紙 4 (Master' sONE モバイルの規定)

第 1 条 (本サービス規定の適用)

Master' sONE モバイルの規定は、基本サービスとしてサービスメニュー Master' sONE モバイルが提供される利用契約に対して適用されます。

第 2 条 (提供条件)

Master' sONE モバイルは、移動体通信網を用いたパケット通信サービスです。

2 契約者は、Master' sONE モバイルスタンダードタイプサービスを申し込むときは、モバイル接続サービス利用規約を承諾のうえ、モバイル接続サービスを申し込み、また、Master' sONE モバイルマルチキャリアタイプサービスを申し込むときは、国際ローミング接続利用規約を承諾のうえ、国際ローミング接続サービスを申し込む必要があります。

3 Master' sONE モバイルスタンダードタイプサービスで利用する SIM カードおよびチップ型 SIM は、利用契約と同時に成立したモバイル接続サービス利用規約に基づき提供されたものに限定され、Master' sONE モバイルマルチキャリアタイプサービスで利用する SIM カードおよびチップ型 SIM は、利用契約と同時に成立した国際ローミング接続規約に基づき提供されたものに限定されます。

4 本サービスのモバイルスタンダードタイプ(旧称:モバイル M2M VPN タイプ (3G、LTE/5G(NSA))およびモバイルマルチキャリアタイプに付随して、「モバイル制御サービス」を Master' sONE モバイル制御サービス利用規約に基づき提供します。「モバイル制御サービス」の料金は、本サービスの基本料に含まれます。

第 3 条 (サービスの制限)

本サービスは、常時接続、通信速度及び帯域について、一切保証しません。

2 本サービスは、サービス仕様に基づき所定の通信制限を行います。制限内容は「Master' s ONE サービス仕様書」とおりとします。

3 当社は、契約者に対して本サービスの利用目的を確認し、利用方法について指定することができるものとします。契約者は、当社が指定した利用方法以外の方法で本サービスを利用することはできません。

第 4 条 (ユーザ ID)

当社は、本サービスの提供にあたりユーザ ID 及びネットワークパスワードを定めます。これらには、利用規約第 34 条が適用されます。

第 5 条 (端末機器)

契約者は本サービスで利用する端末機器に関する当社が指定する情報を当社に通知するものとします。なお、当社は契約者が用意する端末機器に関して一切の動作保証をいたしません。

2 当社は、契約者から請求があったときは、別表料金表に定めるところにより端末機器を提供します。

3 当社から提供する端末機器は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

第 6 条 (端末機器の発送・引き渡し)

当社は、契約者が申込時に指定した場所(以下「納品場所」といいます。)に当社の指定する方法により、端末機器を送

付します。

2 端末機器の引き渡しは、契約者が端末機器を受領したことにより完了します。なお、端末機器の引き渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることを契約者は承諾するものとします。

3 当社は、前項に定める引き渡し時において、端末機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて端末機器を修理又は交換します。

4 契約者が端末機器の引き渡し完了日から 10 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第 7 条 (端末機器の保証期間)

端末機器の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第 8 条で規定する修理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。

2 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で 3 年となります。

3 保証期間終了前に第 11 条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第 8 条 (端末機器の修理及び交換)

当社は保証期間内において、端末機器本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず故障した場合には、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担とします。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項に定める契約者負担の場合の費用については、当社から発送する代替機の初期料金額を端末損害金（以下、「端末損害金」とします）とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期料金額を適用となります。また、リモート接続機器（SIM カード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約の規定が適用されます。

3 当社からの代替品到着後、28 日以内に契約者からの故障した機器の送付が行われなかった場合は、端末機器は滅失したものとみなし、次条の定めが適用されます。

第 9 条 (端末機器の滅失等)

端末機器の紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送いたします。当社からの代替品到着後、28 日以内に契約者からの機器送付が行われなかった場合は、当該端末機器は滅失したものとみなします。

2 契約者は、端末機器が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとします。

3 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情

報は別途当社が定める方法により通知いたします。

4 端末機器の代替品は同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとします。ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第10条（端末機器の返却）

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にて端末機器を14日以内に当社の指定する場所に送付して返却するものとします。なお、そのときの返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が滅失したものとみなし、第9条（端末機器の滅失等）第2項の規定が適用されます。なお、サービス提供終了時には、故障機の初期料金額を端末損害金として適用いたします。

3 第1項その他の規定により端末機器の返却を求められているにもかかわらず、期日までに契約者が当社に端末機器の返却しなかったことにより滅失とみなされた場合は、その後の当該端末機器に関する管理、処分その他すべての責任を契約者が負うものとし、当社は当該端末機器について、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

第11条（端末機器の提供の終了）

当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。

2 提供終了の通知にあたり、当社は、端末機器の取扱として、次のいずれかを指定できるものとし、契約者は当社が指定した取り扱い方法のいずれかを選択するものとします。

(1) 第10条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。

(2) 当社は 端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

（この場合、当社は譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。）

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

（契約に関わる諸費用は契約者負担となります）

3 契約者は提供終了日までにいずれかを選択するものとします。なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第12条（カスタマーコンソールを利用したSIMカード発送依頼及び端末機器の申込）

カスタマーコンソールを利用したSIMカード発送及び端末機器の申込には、事前に行う端末アドレスの申請時に利用契約を締結し、当該利用契約に基づきSIMカード発送及び端末の申込を行うものとします。

2 カスタマーコンソールにおける申込完了後、申込されたSIMカードにおける利用開始日が表示されます。

この利用開始日を起算日として、課金や利用期間の算出を行います。

第13条（チップ型SIMの発注・発送依頼及びカスタマーコンソールを利用したチップ型SIM利用開始の申込）

チップ型SIMの発注・発送依頼は当社指定の申込書により申請するものとします。

2 前項の申し込み時にチップ型SIMの利用契約を締結し、当該利用契約に基づきカスタマーコンソールを利用したチップ型SIMの利用開始申込を行うものとします。

3 カスタマーコンソールにおける利用開始申込完了後、申込されたチップ型SIMにおける利用開始日が表示されます。

この利用開始日を起算日として、課金や利用期間の算出を行います。

第14条 (責任分界点)

Master'sONE モバイルスタンダードタイプはモバイル接続サービスの定めによるものとし、Master'sONE モバイルマルチキャリアタイプは国際ローミング接続サービスの定めによるものとします。

第15条 (サービスメニューの提供条件)

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
モバイルスタンダードタイプ(旧称: モバイル M2M VPN タイプ ((3G、LTE/5G(NSA)))	<ol style="list-style-type: none">1 ネットワークに繋がれた機器同士の情報交換を使用用途とします。2 端末 IP アドレスは当社指定のプライベートアドレスとなります。3 当社が定める利用方法以外の利用は、これを禁止します。当社が定める利用方法以外の利用を行った場合には、利用規約第 43 条に基づき提供停止措置をとる場合があります。4 本紙第 2 条に基づき所定の通信制限を行います。
モバイルスタンダードタイプ 認証オプションサービス(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス (LTE/5G(NSA) プラン/3G プラン))	<ol style="list-style-type: none">1 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用していただきます。2 本サービスを利用できるリモートクライアント接続サービスは当社が指定します。3 IP アドレスは当社指定のものとなり、契約者の指定ができないものとします。アドレスブロックは、契約者が指定した「ご利用想定数」をもとに当社が割り当てを実施いたします。IP アドレス及びアドレスブロックは、別途当社の指定する方法により通知いたします。4 アドレスブロックの大きさは契約者の利用状況により、当社にて変更します。変更した場合には別途当社の指定する方法により通知いたします。5 契約者のモバイル端末とリモート接続用機器を接続して契約者のネットワーク内でのデータ通信を行うことを想定しております。これ以外の場合は、利用を制限する場合があります。制限を行う場合は当社が別に定める方法により通知します。6 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。7 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定める次のサービスメニューが利用できます。 LTE/5G(NSA) プラン：データ通信 SIM カードおよび SMS 機能付き SIM カード 3G プラン：データ通信 SIM カードおよび SMS 機能付き SIM カード8 モバイル付加機能「機体認証サービス」を利用する場合は、以下の提供条件が追加となります。

	(1) 付加料金の加算 (2) 最低利用期間の設定 (3) 最低契約 ID 数の設定
モバイルマルチキャリアタイプ	1 ネットワークに繋がれた機器同士の情交換を使用用途とします。 2 端末 IP アドレスは当社指定のプライベートアドレスとなります 3 当社が定める利用方法以外の利用は、これを禁止します。当社が定める利用方法以外の利用を行った場合には、利用規約第 43 条に基づき提供停止措置をとる場合があります。 4 本紙第 2 条に基づき所定の通信制限を行います。 5 国際ローミング接続を利用するため、通信遅延が発生します。

第 16 条（モバイル付加機能（PPP_Plus）の制限）

本付加機能は契約者がモバイルスタンダードタイプ 認証オプションサービス(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)契約を締結している場合に限り提供します。本付加機能のみの利用申込はできません。

第 17 条（モバイル付加機能（PPP_Plus）の提供条件）

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 ワンタイムパスワード用アクセスポイント設定が必要となります。

第 18 条（モバイル付加機能（モバイルスタンダードタイプ 認証オプション(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)の制限）

本付加機能は契約者がモバイルスタンダードタイプ 認証オプションサービス(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)契約を締結している場合に限り提供します。本付加機能のみの利用申込はできません。

第 19 条（モバイル付加機能（モバイルスタンダードタイプ 認証オプション(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)の提供条件）

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
ワンタイムパスワードアクセスサービス	1 使用するワンタイムパスワードカードは当社が別に定めるところにより提供します。 2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。 3 モバイルスタンダードタイプ 認証オプション(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)サービスの提供プランによって、本サービスが利用できない場合があります。

DNS アドレス付与サービス	1 プライマリ DNS、セカンダリ DNS 各1つとします。
機体認証サービス	1 利用端末1台につき、証明書1枚をインストールいただきます。 2 モバイルスタンダードタイプ 認証オプション(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)の提供プランによって、本サービスが利用できない場合があります。
アクセスフィルタサービス	1 最大10ポリシーを指定していただきます。 2 モバイルスタンダードタイプ 認証オプション(旧称:セキュアモバイル定額通信接続サービス)の提供プランによって、本サービスが利用できない場合があります。

第20条 (技術的事項)

「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。

附則

この別紙は、2025年2月7日から改定実施します。